# 伝染病予防調査会令 （昭和四十年政令第百八十七号）

#### 第一条(所掌事務)

伝染病予防調査会(以下「調査会」という。)は、厚生大臣の諮問に応じて、伝染病の予防に関する重要事項を調査審議する。

##### ２

調査会は、前項の重要事項に関し、厚生大臣に意見を述べることができる。

#### 第二条(組織)

調査会は、委員四十人以内で組織する。

##### ２

調査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

#### 第三条(委員及び専門委員)

委員及び専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

##### ２

委員及び専門委員は、非常勤とする。

#### 第四条(任期)

学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

##### ２

専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

#### 第五条(会長)

調査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

##### ２

会長は、会務を総理する。

##### ３

会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

#### 第六条(部会)

調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

##### ３

部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

##### ４

部会長は、その部会の事務を掌理する。

##### ５

部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

##### ６

調査会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて調査会の決議とすることができる。

#### 第七条(庶務)

調査会の庶務は、厚生省公衆衛生局防疫課において処理する。

#### 第八条(雑則)

この政令に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

厚生省組織令(昭和二十七年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

###### 五

伝染病予防調査会に関すること。